

(参考)

協同農業普及事業の運営に関する指針を定める件

(令和二年八月三十一日農林水産省告示第千六百九十三号)

農業改良助長法（昭和二十三年法律第百六十五号）第七条第二項の規定に基づき、協同農業普及事業の運営に関する指針を次のように定め、協同農業普及事業の運営に関する指針（平成二十七年五月十一日農林水産省告示第千九十号）は、廃止する。

協同農業普及事業の運営に関する指針

第一 基本的な考え方

協同農業普及事業は、農業改良助長法（昭和二十三年法律第百六十五号）の規定に基づき、都道府県が農林水産省と協同して専門の職員として普及指導員（第三の二の農業革新支援専門員を含む。以下同じ。）を置き、直接農業者に接して農業生産方式の合理化その他農業経営の改善又は農村生活の改善に関する科学的技術及び知識の普及指導を行うこと等により、主体的に農業経営及び農村生活の改善に取り組む農業者の育成を図るとともに、農業の持続的な発展や農村の振興等を図るものである。本事業は、これまで時代の変化に合わせて様々な農政上の課題に対応して実施され、成果を挙げてきた。

我が国の農業・農村は、国民への食料等を供給する機能を果たすとともに、国土保全等の多面的機能を有しており、国民生活及び国民経済全体に不可欠なものである。一方、我が国は人口減少局面に入り、特に農業・農村は、農業従事者や農村人口の減少、高齢化等により、人手不足や生産基盤の脆弱化、農村地域の集落機能の一層の低下が懸念される状況にある。こうした中にあっても各般の改革を進め、国内の需要や輸出にも対応できる国内農業の生産基盤の強化を図り、農業・農村の持続的な発展を実現するためには、担い手の育成・確保、積極的に経営発展に取り組む農業者や地域農業を牽引するリーダーの育成、生産現場の技術革新、農村の総合的な振興、持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた取組等がますます重要になっている。

このような状況に的確に対応するため、直接農業者に接して支援を行う普及指導員が、技術を核として、農業者と地域の関係者等との結び付きの構築等を通じ、担い手の育成・確保、農業者の所得の向上及び地域農業の生産・流通面等における革新を総合的に支援する役割を果たすことが必要である。

また、普及指導員がその特性を十分に発揮するためには、国と都道府県とが、協同で実施する事業として十分に連携・情報共有を図り、それぞれの役割を果たすことが重要である。協同農業普及事業において、国は事業全体の効果的かつ効率的な実施のための取組や普及指導員の全体的な資質の確保及び向上等の役割を担い、一方、都道府県は地域の実情に即した普及指導体制の構築や普及指導員の実践的な資質向上、普及指導活動の推進、就農促進に資する研修教育の提供等の役割を担っている。国及び都道府県は、こうした役割を改めて認識し、今後の協同農業普及事業の運営を行うものとする。

第二 普及指導活動の課題と方法に関する基本的事項

一 基本的な課題

協同農業普及事業は、国の施策の展開方向及び地域農業の状況に鑑み、公的機関

が担うべき役割を踏まえ、次に掲げる課題を基本とする。

1 担い手の育成・確保

効率的かつ安定的な農業経営に取り組む経営体及びこれを目指す経営体、新規就農者、法人経営や将来法人化が見込まれる集落営農組織、地域農業を牽引する経営体の育成・確保に向けた取組を推進する。

また、農業経営及び農村における女性の活躍や多様な人材の活用のための取組を推進する。

2 スマート農業の実践等による生産・流通現場の技術革新・生産基盤の強化

ロボット・AI・IoT等を活用するスマート農業の実践、ドローン等の先端技術を使った次世代型農業支援サービスの活用、国内外の需要に応える生産体制の構築、農業生産工程管理（GAP）の導入等による生産・流通現場の技術革新や生産工程の効率化等生産基盤の強化に向けた取組を推進する。

3 気候変動への対応等環境対策の推進

気候変動に対する緩和策と適応策の推進、生物多様性の保全等のため、有機農業等の環境保全型農業や総合的病害虫・雑草管理（IPM）、土づくり、温暖化等気候変動に対応した品種・品目転換を含めた生産安定技術の普及等の取組を推進する。

4 食料の安定供給の確保

農業生産資材の適切な利用等による食品の安全確保や家畜伝染性疾病予防・病害虫防除の対策等を通じた食料の安定供給に向けた取組、輸出拡大等を含む国内外の需要に対応した産地戦略に基づく供給力の強化、産地間連携等の取組を推進する。

5 農村の振興

地域資源を活用した所得・雇用機会の確保等を図るため、複合経営等の多様な農業経営、地域資源の発掘と他分野との連携及び六次産業化、地域農業振興に関する合意形成支援、中山間地域等の条件不利地域の振興、鳥獣被害対策など農村の実態や要望に応じた取組を推進する。

6 東日本大震災からの復旧・復興と大規模自然災害等への対応

放射性物質の吸収抑制対策や被災地における営農再開に向けた支援等、東日本大震災からの復旧・復興に向けた取組を推進する。

また、自然災害や新型コロナウイルス等感染症のまん延に対する備えを強化する取組及び地震や豪雨等の大規模自然災害からの復旧・復興に向けた取組を推進する。

二 活動方法に関する基本的事項

協同農業普及事業は、次に掲げる活動方法を踏まえ、普及指導活動に取り組むものとする。

1 重点化するべき課題に対応した取組の推進方向

一の課題への取組を実施する上で、新規就農者等への支援、新技術導入支援、次世代型農業支援サービスの活用促進、農村における多様な人材等との連携に当たっては、次に掲げる事項に取り組むものとする。

(1) 担い手の育成・確保に向けた新規就農者等への支援の充実・強化

世代間のバランスの取れた農業就業構造の実現のため、農業内外からの青年

層を含む幅広い世代の就農及びその定着の促進、次世代の担い手への生産基盤の円滑な継承と就農後の経営改善等の支援及び新規就農者の受け皿となる農業経営の法人化や企業の農業参入を推進する。

また、新規就農及びその定着を促進するため、関係機関や先進的な農業者等と連携し、就農前後にわたる一貫的な支援を行うとともに、新規就農者等の技術や経営の発展段階等に応じ、効果的な支援を行うよう努めるものとする。

(2) 地域における新技術導入支援及び新技術体系の確立

スマート農業に関する農業者等からの相談体制を整えるとともに、試験研究機関や民間企業等と連携し、ロボット・AI・IoT等の先端技術を組み入れた、地域の現場環境に応じた新たな技術体系の確立及び定着を図るものとする。

(3) 次世代型農業支援サービスの活用促進を通じた農業経営支援

生産現場における労働力不足や規模拡大に向けた生産性向上等の課題に対応するため、農作業工程の整理や経営分析等により、ドローン等の先端技術を使った作業代行やシェアリング・リース等の次世代型農業支援サービスが労働負担軽減や経営改善に有効な場合、これを活用した農業経営の発展を支援するよう努めるものとする。

(4) 農村における多様な人材・機関との連携

農業者に対する技術及び経営指導を担う中で、農村の実態や要望を把握するとともに、行政機関、地域運営組織、農業協同組合、教育機関その他他産業の関係者を含む多様な人材・機関を巻き込むコーディネート機能を発揮し、地域ごとに異なる様々な農村の課題解決を図るよう努めるものとする。

2 普及指導活動の効果的かつ効率的な実施

普及指導活動を効果的かつ効率的に実施するため、次に掲げる事項に取り組むものとする。

(1) 農業者に対する支援の充実・強化

普及指導員の本来職務である直接農業者に接して行う普及指導活動に要する時間が十分に確保されるよう留意する。農業者に接する際には、関連する施策情報を含めて情報提供を行うよう努めるものとする。また、普及指導活動の充実・強化及び効率化を図る観点から、ICTの積極的な導入とこれを活用した普及指導活動を推進するよう努めるものとする。

さらに、農業経営に必要な技術・経営情報に加え、施策や普及指導活動実績等について広く認知されるよう、農業者を始めとする関係者・関係機関等への情報発信を効果的かつ効率的に行うよう努めるものとする。

(2) 公的機関が担うべき分野における取組の強化

我が国の農業・農村の発展に必要な支援活動のうち、公的機関が担うべき分野に係るものとして、食料の安定供給や農業・農村の多面的機能の発揮に必要な地域農業全体の維持・発展を目的とする活動（地域農業で求められる技術革新の推進、地域の合意形成、新規就農者の育成・確保、女性農業者の活躍推進、鳥獣被害対策、地球温暖化対策、自然災害への対応、環境保全型農業の推進、農産物の安全の確保、農福連携の推進等に対する支援等生産現場から求められている活動）について、現場の実情を踏まえて強化する。

さらに、地域農業の発展に向けて、課題解決のためのビジョンを持ち、市町

村、地域の農業団体、民間企業、試験研究機関、教育機関、先進的な農業者、外部有識者等の多様な関係者・機関をコーディネートする役割を果たすよう努めるものとする。

(3) 先進的な農業者等とのパートナーシップの構築

活力ある地域農業を創造するためには、先進的な農業者等の持つ優れた知見や経験に学び、農業者等有する知的財産の保全に留意しつつ、地域農業・農村を振興することが重要である。

このため、先進的な農業者や地域リーダー等に対し、経営発展のみならず地域振興に資する施策情報の提供等を積極的に行いつつ、新規就農者の育成・確保を始めとした地域農業・農村を振興するための取組への参画を求めることや、普及指導計画の策定と評価の際に意見を求めること等、パートナーシップの構築のため積極的に働き掛ける。また、このような先進的な農業者等との協働が普及指導員自身の資質向上にも寄与することに鑑み、パートナーシップの構築のため、地域モデルとなるための支援や経営の高度化の支援等に努めるものとする。

(4) 試験研究機関・民間企業等との連携強化

都道府県、独立行政法人、大学等の試験研究機関との連携に当たっては、農業革新支援専門員を始めとした普及組織は、研究開発の企画段階から、現場の課題や技術の改善すべき点等を伝えるなどにより、より実用性の高い技術が開発されるための役割を果たすよう努める。また、こうして得られた成果を活用し、地域の課題解決を図るものとする。

農業経営に関連する民間企業等との連携に当たっては、公的機関が担うべき部分と民間企業等に委ねる部分とに役割を分担し、効果的かつ効率的な普及指導活動を展開するよう連携強化に努めるものとする。

(5) 都道府県間の連携等

都道府県は、広域的な課題に対して横断的な検討及び解決が図られるよう、行政区域を越えた情報共有、技術協力等を行う。

国は、共通の課題を抱える都道府県間の連携を推進するとともに、必要に応じて、農業現場における地球温暖化や自然災害への対応、家畜伝染性疾病や病害虫防除等に関して都道府県が持つ知見、経験等の共有を図る。

(6) 普及指導計画の策定と評価

普及指導活動がより高い成果を得るためには、普及指導計画の策定、実行、評価及び改善のプロセスを経ることが重要である。

このため、普及指導計画を適切に策定した上で、その成果や普及指導活動の体制等について、内部評価を実施するとともに、先進的な農業者や関係機関等を含む委員による外部評価を実施し、このうち外部評価結果を公表するものとする。さらに、これら評価結果を、次年度以降の計画に反映させることを通じて、普及指導活動及びその体制の改善を行うものとする。

また、計画の策定や対象の選定に当たっては、地域の実情に応じ、普及指導員による取組の必要性及び緊急性が高いものに重点化する。

このうち特に重要な課題については、農業革新支援専門員等が普及指導活動の目標、期間、体制等を示した重点プロジェクト計画を定め、普及指導センタ

一と連携して当該計画に基づく活動を推進するものとする。

(7) 調査研究の適切な実施

普及指導員による調査研究の実施に当たっては、普及指導活動及び普及指導員の資質の向上に資するものとし、試験研究機関を始めとする関係者・関係機関との連携を積極的に図るほか、その成果等を有効に活用するものとする。

第三 普及指導員の配置に関する基本的事項

一 普及指導員の配置

都道府県は、普及指導員が求められる役割を果たし、農業者からの高度かつ多様なニーズや地域課題へ効果的に対応できるよう、十分な人員を配置するよう努めるものとする。

また、配置に当たっては、第四の二に示す普及指導員の専門性及び普及指導活動の手法に係る長期的な資質向上、普及指導員資格を有する者の計画的養成、組織的な機能の発揮等にも留意する。

なお、普及指導手当については、普及指導員の職務が複雑かつ困難なものであることに鑑み、普及指導員の自主的な資質向上の取組を助長しつつ、意欲ある優秀な人材の確保を図る観点から運用するよう努めるものとする。

二 農業革新支援専門員の配置

普及指導員のうち、高度な専門性や経験等を有し、各分野の普及指導活動を総括し、国や都道府県の試験研究機関や教育機関、行政機関、民間企業等との連携による専門技術の高度化や政策課題への対応、他の都道府県との連携、普及指導員の資質向上を担う者を農業革新支援専門員として、主要な農政分野・技術分野ごとに配置するよう努めるものとする。

また、農業革新支援専門員は、重点プロジェクト計画を定め、普及指導員と協力しつつ当該プロジェクトの推進に当たるものとする。

第四 普及指導員の資質の向上に関する基本的事項

普及指導員に求められる役割を十分に発揮しつつ、第二の一に示す普及指導活動の基本的な課題に的確に対応するために必要な資質の向上が図られるよう、次に掲げる事項に留意して、普及指導員の自己研鑽の促進及び研修の充実・強化に努めるものとする。

一 人材育成計画

研修に係る計画の策定及び実施に先立ち、中長期的な普及指導員の人員配置を勘案した上で、能力が継続的に習得されるよう、普及指導員の目指すべき人材像、求められる資質、人材育成に向けた取組方針及びその推進体制等を定めた人材育成計画を策定するものとする。

二 向上を図るべき資質

普及指導員に求められる役割を発揮するため、農業及び農業経営に関する高度な技術及び知識並びに普及指導活動の手法（新規就農者から先進的な農業者に至るまでの多様な農業者に接しコミュニケーションを図る手法、地域内外の幅広い関係者と連携を構築する手法、地域農業・農村について実態や要望に基づいた将来展望の戦略を立案する手法等）については、全ての普及指導員が共通して備えるべき基本

的な資質として、計画的かつ継続的な向上を図るものとする。

三 資質向上の方法

普及指導員は、試験研究機関、先進的な農業者、民間企業など多様な関係者・関係機関からの積極的な情報収集や、調査研究、自発的な能力向上の取組等により、幅広い専門的な知識及び技術を習得するよう努めるものとする。

普及指導員に対する研修の実施については、国と都道府県との役割分担を踏まえ、職務経験並びに技術及び知識の習得状況に応じた研修計画を策定するよう努めるものとする。その際、普及指導活動経験の少ない普及指導員等の能力の向上を図るための体制の整備及び農業革新支援専門員の役割を担うことができる人材の育成に配慮するものとする。また、ICT等を効果的に活用しつつ、計画的に集合研修、OJT、派遣研修等を行うほか、国が行う研修等を普及指導員の資質の向上を図るために有効に活用するものとする。

第五 普及指導センター等の運営

普及指導センターについて、普及指導員の活動拠点としての機能を十分に発揮するものとして整備するものとする。また、普及指導センターが、農業者等のスマート農業をはじめとした技術及び経営に関する情報発信・相談窓口として機能するように、試験研究機関や民間等の専門家、市町村や農業団体等の関係機関と連携体制を整えるよう努めるものとする。

また、農業革新支援専門員の活動拠点として、先進的な農業者等からの高度かつ専門的な相談への対応や、国や試験研究機関、民間企業、他の都道府県とのネットワークの構築及び新たな技術等に係る情報の集約整理等により、普及指導センターの活動を支援する農業革新支援センターを整備するよう努めるものとする。

なお、これら機関の名称が普及指導センターや農業革新支援センターではない場合、当該機関の機能が農業者等に分かるよう配慮するものとする。

第六 農業者研修教育施設における研修教育の充実強化

農業者研修教育施設の運営に当たっては、都道府県内の地域農業の状況を踏まえ、普及指導センターや農業革新支援センター、試験研究機関、関係機関等と連携し、必要とする取組を着実に実施できるよう次に掲げる事項に努めるものとする。

一 研修教育の内容の充実強化等

農業者研修教育施設については、就農希望者、青年農業者等に対する都道府県における中核的な教育機関として、実践的な技術力と経営力を備えた農業者の育成が図られるよう、先進的な農業経営者等による出前授業、現場での実習、農業生産工程管理（GAP）に関する教育、企業並びに教育機関及び研究機関と連携したスマート農業技術研修を始めとした、実践的・発展的な教育内容の充実強化を進めるとともに、そのための施設・設備等の整備を進める。

二 就農支援の取組の推進等

農業者研修教育施設において、農家出身でない学生や雇用就農する農家出身の学生等が増加していることを踏まえ、学生等の円滑な就農のため、就農相談や農業法人等とのマッチング、普及指導センターとの連携等の就農支援の取組を推進するとともに、就農後における地域への定着が図られるよう関係機関と連携し、継続的な

支援を行うものとする。

三 農業高校等の生徒への研修機会の提供等

農業の魅力を伝え、将来的に農業を職業として選択する人材を育成するため、農業者研修教育施設において農業高校や普通高校等の生徒に対する研修の機会の提供等を行うものとする。

四 社会人等への研修機会の提供等

農業者研修教育施設は、社会人を含む幅広い世代の就農を促進するため、都道府県の他の研修機関等との連携・役割分担の下、社会人等に対する研修機会の提供等を行うものとする。

五 農業者研修教育施設の学生等以外の就農希望者に対する研修の補完

農業者研修教育施設は、当該施設の学生等以外であって、農業者等の下で研修を受けている就農希望者に対し、受入先の農業者や普及指導センターとの連携・役割分担の下、必要に応じて研修の補完を行うものとする。

六 先進的な農業者等による外部評価の実施

農業者研修教育施設は、研修教育の内容、その成果及び実施体制について、先進的な農業者等による外部評価を実施し、その結果を踏まえて研修教育の内容等の改善を行うものとする。

第七 その他協同農業普及事業の運営に関する基本的事項

国は、農業情勢の変化、農業政策の動向、普及指導活動の実態等を踏まえ、実情に即した協同農業普及事業の改善に取り組む。